平成26年度外務省専門職員採用試験委員

基礎能力	滝崎　成樹	外務省大臣官房人事課長
	伊藤　眞	外務省大臣官房人事課調査官
	有吉　孝史	外務省大臣官房人事課企画官兼首席事務官
	澤田　洋典	外務省大臣官房人事課企画官
憲法	井上　典之	神戸大学理事・副学長
	山元　一	慶應義塾大学教授
国際法	柳原　正治	九州大学教授
	淺田　正彦	京都大学教授
経済学	武田　巧	明治大学教授
	岩壷健太郎	神戸大学教授
時事論文	澤田　洋典	外務省大臣官房人事課企画官
	小林　弘之	外務省大臣官房人事課企画官

平成26年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成26年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成26年４月１日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月29日（金）	午前10時から午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川、福井	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成26年６月２日（月）～平成26年６月６日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成26年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成26年12月18日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成26年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成26年４月１日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

二　准定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

三　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

四　計器飛行証明

五　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成26年５月18日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成26年４月14日（月）から平成26年４月18日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成26年４月22日（火）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。